

介護老人福祉施設 指定申請の手引き

《目次》

- 1 指定要件の概要
- 2 申請の流れ
- 3 申請に必要な書類
- 4 その他
- 5 お問い合わせ・申請書類提出先

1 指定要件の概要

介護老人福祉施設の指定には、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 申請者が法人かつ、その代表者及び役員が暴力団関係者でないこと。

- 法令により事業を実施できない法人や所轄庁の許認可が必要な場合があります。
- 法人の代表者及び役員が、水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないものとします。

(2) 以下の人員を配置すること。

①管理者

- 常勤・専従の管理者を置かなければなりません。
- 管理上支障がない場合は、他の職務又は同一敷地内にある事業所等の職務に従事することができます。

②医師

- 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数とします。（嘱託医でも可）

③生活相談員

- 入所者が100人又はその端数を増すごとに常勤換算方法で1以上の生活相談員が必要です。
- 生活相談員のうち1人以上は常勤でなければなりません。
- 生活相談員は、次に掲げるいずれかの資格が必要となります。

- ・社会福祉士
- ・介護福祉士
- ・介護支援専門員
- ・社会福祉主事
- ・精神保健福祉士

④介護職員又は看護職員（看護師、准看護師）

- 入所者数が3又はその端数を増すごとに常勤換算方法で1以上の介護職員又は看護職員が必要となります。
- 看護職員のうち1人以上は常勤でなければなりません。
- 看護職員は、次に掲げる数が必要です。
 - ・入所者の数が30人以下：常勤換算方法で1以上

- ・入所者の数が 31～50 人以下：常勤換算方法で 2 以上
- ・入所者の数が 51～130 人以下：常勤換算方法で 3 以上
- ・入所者の数が 131 人以上：常勤換算方法で 3 に入所者の数が 130 を超えて 50 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

【ユニット型の場合】

- 昼間については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員の配置が必要です。
- 夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置が必要です。
- ユニットごとに、常勤のユニットリーダーの配置が必要です。

⑤栄養士

- 1 以上必要です。

※利用定員が 40 人以下の施設については、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士の兼務等により適切な栄養管理が行われる場合は、配置しないことができます。

⑥機能訓練指導員

- 1 以上必要です。

○機能訓練指導員は、次に掲げるいずれかの資格が必要となります。

- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・言語聴覚士
- ・看護職員
- ・柔道整復師
- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）

○機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該施設の他の職務に従事することは可能です。

○入所者の日常生活やレクリエーション、行事を通して行う機能訓練については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行うことは可能です。

⑦介護支援専門員

○常勤・専従の介護支援専門員が 1 人以上必要です。（入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準とし、増員分は非常勤でも可）

○入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事することは可能です。

この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができます。
ただし、居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められません。

(3) 設備・運営基準に従い適正な運営がされること。

①入所定員 30 人以上

②設備基準

○次の施設・設備を設けること。（詳細は水戸市条例を参照してください。）

- ・居室（入所者1人当たり 10.65 m^2 以上）
 - ・共同生活室（ユニット型のみ）
 - ・静養室（従来型のみ）
 - ・浴室
 - ・洗面設備
 - ・便所
 - ・医務室
 - ・食堂及び機能訓練室（入所者数× 3 m^2 以上・従来型のみ）
※調理台、洗面器等の面積を除く。
 - ・事務室（入所者を処遇する場所と明確に区画）
- 廊下幅は 1.8m （中廊下は 2.7m ）以上とすること。
- 入所者の処遇に充てられる場所については、入所者の円滑な移動に配慮すること。
- 入所者の処遇に充てられる場所を2以上の階に分けて設ける場合は、1基以上エレベーターを設けること。（市長が入所者の移動に支障がないと認めるときは傾斜路の設置等も可）
- 消防設備（消火器、スプリンクラー等）その他非常災害に際して必要な設備を設けること。
- ③運営基準
運営基準については、水戸市条例を参照してください。

2 申請の流れ

（1）事前協議

- 施設設備の改修が必要な場合や施設として不適な場合がありますので、必ず事前協議で当該建物が指定基準を満たすか確認を受けてから申請を行ってください。
- 事前協議は、市担当（介護保険課管理係 電話 029-297-1018）に御予約のうえ、「施設周辺の住宅地図」と「施設の図面（施設設備の面積及び使用用途を明示したもの）」等を御持参願います。
※事前に市の高齢福祉課、建築指導課、消防本部、水戸市保健所等と調整したうえで御連絡ください。
- 建設・設計事務所及びコンサルタント会社等の同席は可能ですが、必ず事業を実施する事業主が、事業内容を御説明願います。
- 事業所予定地周辺に民家等がある場合、事前に周辺への説明をきちんと行って理解を得てください。

（2）申請書提出

- 電話により予約をしたうえで、事業開始予定日の1か月前までに、全ての申請書類及び指定申請手数料 $30,000\text{ 円}$ を窓口にて提出してください。審査のうえ問題がなければ指定の処理を行い通知します。
- 申請受付後、審査のうえ問題がなければ指定の処理を行い通知します。
- 書類に不備がある場合等は、審査期間が1か月を超える場合があります。
- 申請に修正しがたい不備がある場合又は指定が適当でないと認められる場合等は、申請書類を返戻する場合があります。また、指定の可否を問わず納付された手数料は返金できませんので、あらかじめ御了承ください。

○介護保険サービスの実施に当たり、所轄庁の許認可が必要な法人（社会福祉法人、医療法人等）については、各手続きを済ませた上で申請書類を提出してください。

3 申請に必要な書類

(1) 指定申請書（様式第1号）

(2) 付表13 介護老人福祉施設の記載事項

(3) 添付書類

申請者の登記事項証明書又は条例等

登記事項の「目的」には、介護保険法に基づく介護老人福祉施設を実施する旨が規定されていることが必要です。

特別養護老人ホームの認可証等の写し

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）

管理者及び従業員全員の勤務する時間数等を記載してください。

職員の資格証の写し及び雇用関係を確認できる書類

○資格が必要な職種は、資格証等の写しを添付してください。なお、資格証写しの裏面に本人の署名、押印が必要です。

○従業員全員について、雇用契約書や辞令等の法人との雇用関係を証明できる書類の写しを添付してください。

○機能訓練指導員が一定の実務経験を有するはり師・きゅう師の場合は、6月以上機能訓練指導に従事した事業所による、実務経験を証明する書面（従事した事業所の管理者による証明書など。）を資格証の写しとあわせて提出してください。

平面図（参考様式3）と写真

用途、面積、備品の配置等を明示したものを添付してください。既存の平面図があればそれに加筆して提出しても差し支えありません。

設備等に係る一覧表（参考様式5）

基準上設置が必要な設備等のうち「付表」及び「平面図」に記載した項目以外の事項について記載してください。

併設する施設の概要

運営規程

次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、添付してください。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員（ユニット型の場合はユニット数及びユニットごとの定員）

四 入所者に対する指定介護福祉サービスの内容及び利用料その他費用の額

五 施設の利用に当たっての留意事項

六 苦情の処理手順及び窓口

七 緊急時における対応方法

八 非常災害対策

九 その他施設の運営に関する重要事項

入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式6）

事業開始から1年間の事業計画書及び収支予算書

法人の会計年度で作成する場合は、当該事業の開始から1年の期間を含んだ事業年度の事業計画書及び収支予算書として差し支えありません。

□損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類（損害保険証書の写し等）

□協力医療機関及び協力歯科医療機関の概要及び契約の内容に関する書類

緊急時に対応可能な医療機関（事業所から近距離にあることが望ましい）及び協力歯科医療機関と協力体制をとり、その契約書等の写し及び当該医療機関等の概要を記載した書類を提出してください。

□誓約書（参考様式12）

□当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧【参考様式10】

□建築基準法第7条第5項の規定により交付された検査済証（建築物等検査済証）

□消防法施行規則第31条の3第4項の規定により交付された検査済証（消防用設備等検査済証）

□介護給付費算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表、添付書類（加算の種別ごとに必要な書類）

4 その他

(1)事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等並びに水戸市条例を十分ご理解のうえ取り組まれるようお願いします。

【参考】

○厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

介護保険法令や上記通知等の具体的な内容が掲載されています。

○福祉、保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」<http://www.wam.go.jp/>

全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報が掲載されています。

○例規集

水戸市HPより、市条例が確認できます。

その他一般書籍等もご活用ください。

(2)事業者の指定等に関する様式は市ホームページからダウンロードできます。

5 お問い合わせ・申請書類提出先

〒310-8610

茨城県水戸市中央1-4-1 水戸市福祉部介護保険課管理係

TEL 029-297-1018 , FAX 029-232-9230

- ・事業所開設にあたって直接相談を希望される場合は、電話により予約をしたうえでお越し下さい。
- ・申請者の独自判断によって、指定前に事業所を建設・賃貸等するなどして経費が発生した場合でも、指定基準を満たさない場合は、指定できませんので、あらかじめ了解願います。もし不明な点がある場合は、必ず事前確認をしてください。